資料3

議題３　農振除外や農地転用に基づく独自の指針や要綱などについて（弥富市提出）

市名	回答				
	(1)農振除外及び農地転用に伴うトラブル	（有の場合）詳細	(2)トラブルを抑止するための独自の指針等	（有の場合）詳細	(3)その他、課題や検討事項について
名古屋市	無		無		当初の転用目的からの安易な変更、周辺農地や農業施設への影響が懸念される案件については、転用の一般基準に違反していると考えられます。結果として、一般基準に違反する事案が多発するようなら、周辺の農業者、土地改良区の意見照会等を通じ、転用事業者の説明責任を強化すること等が考えられます。
豊橋市	有	農地転用完了後に発生したトラブルとして、例えば、太陽光発電事業において雑草の繁茂の苦情や太陽光発電事業や資材置場を設置したことに対する近隣住民からの苦情などがある。また、造園業の資材置場として許可を受けた事業者が、許可後すぐに木の破砕機を設置し廃棄物処理を始め許可目的外の利用をするという事例もあった。	有	周辺農地の所有者からの「同意書」の提出は求めているが、迷惑行為の抑止に関する運用は行っていない。	管理の不備については都度事業者を指導しているが、事業者が概ね速やかに対応しており継続した苦情は発生していない。また、許可目的外の利用は当然許可条件違反となるため法51条に基づく処分も視野に指導したところ、事業者が中止した。事業そのものへの苦情は農地転用許可制度の説明をし、理解を得ているところ。以上より、特段の対応は予定していない。 なお、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を目的として本年7月1日から「豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」が施行されたところ、太陽光発電設備を安全かつ良好な状態に維持するよう義務を課すこととし、違反した場合には勧告、公表、罰則を課すこととされた。
岡崎市	無		無		議題のような案件について、事業面積規模や建築物の有無で特定事業手続条例等により一定の制限や地元調整等を設けているが、駐車場等の用途での除外転用に対して事前、事後ともに迷惑行為の抑止策や制限は設けられていない状況です。
一宮市	無		無		
瀬戸市	無		無		特になし。
半田市	無		無		
春日井市	無		無		
豊川市	無		有	農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（除外）の要件の１号要件の中で第三者取得を認めない要件を定めている。	
津島市	無		無		中古自動車置場ではないが、水路や隣接する田への油漏れの場合、流出経路が分からない場合がある。また、土地改良区によっては、隣接地所有者や工区長の印を求めている場合があり、過去トラブルがあった地区では、協議書をもらうことが困難となる場合がある。
碧南市	無		無		特にありません
刈谷市	無		無		
豊田市	無		無		

議題３　農振除外や農地転用に基づく独自の指針や要綱などについて（弥富市提出）

市名	回答				
	（1）農振除外及び農地転用に伴うトラブル	（有の場合）詳細	（2）トラブルを抑止するための独自の指針等	（有の場合）詳細	（3）その他、課題や検討事項について
安　城　市	無		有	安城市では、農振除外の申出書に農地利用最適化推進委員と町会会長の意見書を添付することを求めており、これにより推進委員及び町内会長が事業計画を了解していることを確認しています。また、目的が店舗、工場、事務所などの住宅以外の場合には、土地所有者本人による事業又は市内の既存施設の拡張などに限ることとしています。この要件により推進委員や町内会長が、これまでにトラブルを起こしている事業者でないかなどの判断がしやすく、素性が不明な事業者による農地転用を一定程度防ぐことにつながります。	
西　尾　市	無		無		他市の事例等を参考にさせていただきたい。
蒲　郡　市	無		無		
犬　山　市	無		無		
常　滑　市	無		無		
江　南　市	無		無		特にございません
小　牧　市	有	・農振除外・農地転用後に実施された違法行為による通報 ・転用敷地（住宅など）と周辺農地との民民トラブル（農薬の散布など） ・申請地外で無断転用をしている事業者からくる農振除外・農地転用の相談	無		・指針がある訳ではないが、事前確認が可能な案件ついては担当者から指導を実施するなど、可能な限り対応している。
稲　沢　市	無		無		
新　城　市	無		無		
東　海　市	無	近年、大きなトラブル等の発生報告は無し。	無		
大　府　市	無		無		
知　多　市	有	産廃処理場の建築に係る除外案件について農業委員会総会で協議を行った際、了承が得られず臨時の総会を開く事態になった。立地上は除外・転用しても周辺の営農に支障ない農地であり「産廃処理場を造る」ということ自体が委員の納得を得られなかった点であると認識している。	無	除外・転用によるトラブルを防止するためではないものの、安易な除外を防止するため取り扱い基準を設定している。	農振除外をする際には「周辺農地の一体利用や営農に支障ないか」が重要な基準であると認識している。 一方で、農業に関すること以外の影響について農政部局は判断する立場にないため、特に廃棄物処理場などのいわゆる「迷惑施設」の設置に係る案件において、どの程度考慮すべきか判断に困る。
知　立　市	無		無		
尾張旭市	無		無		申請時に、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは責任を持って解決する旨の記載をいただいており、これまでトラブルは起こっておりません。
高　浜　市	無		無		

議題３　農振除外や農地転用に基づく独自の指針や要綱などについて（弥富市提出）

市名	回答				
	（1）農振除外及び農地転用に伴うトラブル	（有の場合）詳細	（2）トラブルを抑止するための独自の指針等	（有の場合）詳細	（3）その他、課題や検討事項について
岩　倉　市	無		無		
豊　明　市	無		無		トラブル抑制のための指針はないが、農振除外における市の方針を作成している。課題としては悪質な無断転用の指導に苦慮している。
日　進　市	無		無		特になし
田　原　市	無		無		
愛　西　市	有	隣地との境界トラブル。申請地から越境して転用されたかどうか。原因は境界確定がされていなかったため。	無		
清　須　市	無		無		
北名古屋市	有	ゴミの散乱、水田や水路への油漏れ等	無		特になし
弥　富　市					議題提案市になります。
みよし市	無		無		
あ　ま　市	無		無		無
長久手市	無		無		